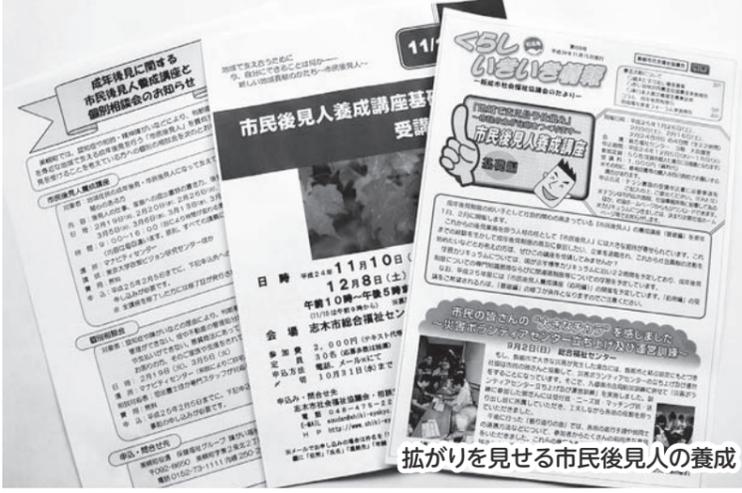


入場券裏面へ宣誓書の掲載を



出会いから始まる「婚活」(イメージ)



拡がりを見せる市民後見人の養成



温かい救いの手を(イメージ)

次のページは「少子高齢化・エコタウン・英語教育」に関する一般質問

### 投票率向上のため 入場券の改善は



答弁⇒ 町村システム共同化の中で検討します

問 さきの衆議院議員選挙の投票率は全国で59.32%。戦後最低の記録更新となり、今後も投票率向上のための施策は、より多くの民意をくみ取り、よりよいまちづくりのために、あらゆる年代を対象に、積極的に取り組むべきと考えます。そこで、高齢の方や障害のある方の期日前投票の負担軽減のため、選挙の入場券の裏面へ宣誓書を掲載し、事前の書き込みができるように改善できないか伺います。

答 町村システム共同化の中で、検討してまいります。

問 最近では、期日前投票の宣誓書をホームページからダウンロードできるようにしている自治体も多く見受けられます。当町においても、さらなる簡素化のため、早急に取り入れてはかがかかと考えますが、対応を伺います。

答 この夏に予定されている参議院議員選挙から対応します。

### 「選挙パスポート」の導入は

問 若年層の投票率アップをねらい、岐阜県関市では、市で実施される全選挙の投票を記録できるスタンプ手帳「選挙パスポート」を成人式で配布。20歳から80歳で投票の機会がある選挙の生涯回数を約100回と試算し、100回分の押印欄を設け、有権者としての意識づけに取り組んでいます。当町での導入について伺います。

答 現在行っている啓発冊子の配布により、今後も意識づけに取り組んでいきます。

### 「婚活」支援の 調査状況は



答弁⇒ 事業内容等の調査を行い、後援を行っていききたい

問 平成23年9月議会での一般質問において、結婚を前提とした活動、いわゆる「婚活」を、町として支援してはかがか、という私の質問に対し、「他市町村の実績等を調査研究し、『婚活』支援の必要性を判断したい」との答弁でした。町長にも、大事なことだという評価をいただいたことを覚えています。

『婚活』支援は、第5次寄居町総合振興計画後期基本計画の重点的な取り組みテーマの1つである【人口減少を食い止め、人口を増やす「定住の促進」】にもつながることだと思います。

その後、他市町村の実績等をどの程度調査・研究されたのか伺います。

答 県内市町村で実施している『婚活』の主催者や事業内容等の調査は行っています。

### 「婚活」支援の実施を

問 私の周りでは、『婚活』支援を実施したほうがよい」との意見が多数ありますが、町としての考えを伺います。

答 必要性は感じていますが、町主催での事業実施は考えていません。

ただし、町内の関係機関である社会福祉協議会や商工会等に、事業を検討していただくよう働きかけを行い、事業が実施されるようであれば、後援は行っていきたくと考えます。

### 市民後見人の養成に 対する取り組みは



答弁⇒ 近隣市町の動向を踏まえて研究していきます

問 『寄居町高齢者保健福祉計画』において、「高齢者の権利擁護や財産を保全するため、成年後見制度の活用を促進する」としています。具体的にどのように制度の活用促進を図っているのか伺います。

答 現在、成年後見制度利用に関する相談や支援については、地域包括支援センターを窓口にして事業推進を図っています。また、成年後見制度の周知や研修に取り組んでいます。

問 前回、「市民後見人」の養成については、埼玉県成年後見制度関係機関協議会で検討が進められており、町ではこの結果を踏まえて検討したい」とのことでした。その後どう検討され、今後、どう取り組んでいこうとしているのか伺います。

答 埼玉県成年後見制度関係機関協議会から明確な方針が示されていないことから、市民後見人の養成については、近隣市町の動向を踏まえて研究していきたくと考えています。

### 市民後見人の養成を

問 前回「法人後見人として、社会福祉協議会で引き受けることができないか」と提案しましたが、「今後の課題である」とのことでした。国や他市町の取り組み、そして、今後の高齢化の進展による認知症高齢者の増加などの状況を考えると、社会福祉協議会に職員を配置し、市民後見人の養成や体制づくりなどに取り組む必要があると考えますが、町の考えを伺います。

答 社会福祉協議会による、市民後見人の養成や体制づくりについても、今後の研究課題であると考えています。

### すべての要介護認定 者に障害者控除を



答弁⇒ 控除対象は要介護3〜5の方で11名認定しています

問 高齢者は、年金の削減や介護保険料、後期高齢者医療保険料の値上げ等々、生活面で困難をきわめています。障害者控除は、身体や精神に障害のある人の軽減制度で、多くの場合、障害者手帳の有無などで判断されます。要介護認定を受けている本人、または扶養親族に認定者がいる場合、市町村長が認めれば障害者控除が受けられるという制度です。

特別障害者控除は年間40万円、障害者控除は27万円です。全県に広がっていますが、当町における特別障害者控除の対象者は何人おり、そのうち何人が控除を受けていますか。

答 身体障害者手帳1・2級所有者が669人、療育手帳A・A所有者が106人、精神障害者保健福祉手帳1級所有者が6人で、合計781人です。平成24年度特別障害者控除を受けた方は273人でした。

### 障害者控除、認定者は

問 その他の障害者控除(要介護認定者)認定者は何人おり、何人が控除を受けていますか。

答 重度障害者と重複する方もいますが、障害者に準ずるとして要介護3が250人、特別障害者に準ずる方として、介護4・5は441人で合計691人です。認定書発行者は11名でした。周知については、それぞれの世帯状況によるので、現在は申告相談や問い合わせ等で対応しています。また、介護保険の要介護認定者は1305人です。

## 障害者控除

## 市民後見人

## 婚活支援

## 投票率アップ

寄居町の今とこれから 「一般質問」(10名が登壇しました)